

栗林月仙

一、工場閉鎖方針

八月十日、解散社名を第一名に内定するに決まると、この解散は、

①津田友仙工場

河上地、京都市下京区梅小路日野町五三

方働者、九名

起り名、金三

名田比佐造

不況の爲に休業中たりしが最近各物が高上りしに於て、
取正九名が社名を工賃の起るに過ぎないに決まると、
多分少値上りしに於て再々嘆息するに決まると、
又この國の七月廿七日の事を知りしに、

栗林月仙

一、賃金三割増上ること

一、手待り金制をなくす他は日給の方割ること

一、職員の待遇を改善すること

一、少くも雨の仕事を減らすこと

一、毎海平、日給を社名に決めること

一、中身は常用金に決まること

七月三十日、左に条件を解散した。

一、職正九名の解散し、その他は存し、一人を七月二十日、又

解散

一、職正九名の解散し、三十日、上りしに決まると、引続き上ること

一、解散の者、三十日、上りしに決まると、